

指定通所リハビリテーション事業所

樂々堂通所リハ

要介護者に対する運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 樂々堂が開設する指定通所リハビリテーション事業所樂々堂通所リハ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護の利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 樂々堂通所リハ

二 所在地 山梨県富士吉田市上吉田東3-3-30

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 医師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

二 常勤医師または非常勤医師 1名以上

管理者の業務を補助し、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

四 理学療法士 または作業療法士 1名以上

理学療法士または作業療法士は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

五 介護職員 1名以上

介護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12/30～1/3は除く。
- 二 営業時間 午8時30分～午後6時
- サービス提供時間 ① 10:45～11:50 ② 11:50～12:55
③ 15:20～16:25

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、介護予防通所リハビリテーションと併せて、各単位8名とし、合計24名とする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション
- 二 居宅と事業所間の送迎
- 三 リハビリテーションマネジメント加算
- 四 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- 五 送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）
- 六 退院時共同指導加算

1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、65歳以上の方のうち、一定以上の所得のある方は2割及び3割の額とする。

2 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 おむつ代 一枚につき 実費
- 二 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富士吉田市の区域とする。

(通常の事業実施地域以外の地域)

第9条 通常の事業の実施地域以外の地域の場合は、送迎は不可とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、他の迷惑にならないよう利用し、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- 三 利用者は、事業所内では飲酒・喫煙しないこと。

（非常災害対策）

第11条 事業所は消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 定期的な消火、通報及び避難の訓練（年1回以上）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制の整備及び従業者への定期的周知
- 五 その他防火管理上必要な業務

（苦情処理）

第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

（衛生管理等）

第14条 事業者は、利用者の使用する施設、その他の設備、又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。一事業者は、事業所内において感染症の発生、又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

（高齢者虐待防止）

第15条 当事業所は、高齢者虐待に関して担当者を設置し、未然防止・早期発見に取り組み関係者間で連携し、適切な対応を行う事とする。

- 一 早期発見・未然防止の為、定期的に個人活動記録を活用し情報を委員会で共有し、未然に虐待行為を防止する。
- 二 従業者に対する、虐待への意識・知識向上の為、定時的に委員会で共有した事や、虐待に対する基礎知識を、研修会を通じて周知してもらうよう提供する。
- 三 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、高齢者虐待事案報告書を作成し、関係各所に情報を共有するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人樂々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和1年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日より上記の如く変更する。

この規程は、令和6年4月1日より上記の如く変更する。

この規程は、令和6年6月1日より上記の如く変更する。